

油水分離槽清掃仕様書

高知駐屯地業務隊

標準仕様書

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号 高知駐業-Z	
油水分離槽清掃作業の部外委託	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作成	令和2	年 6月 2日
	変更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	高知駐屯地業務隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の高知駐屯地糧食班の管理する油水分離槽の清掃作業について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

2.1.1 作業の種類

- 食堂建屋東側及び西側計2ヵ所の油水分離槽汚泥汲取り。汚泥等容量：2.56m³
- 食堂建屋東側及び西側計2ヵ所の油水分離槽清掃作業
- 汚泥等産業廃棄物の処理

2.1.2 契約条件

- 油水分離槽の清掃に必要な器材、器具等は業者所有の物を使用する。
- 産業廃棄物については、請負業者の責任において場外処分をするものとする。
- 産業廃棄物の処理、清掃に関する法令等を遵守し確実に処理するものとする。
- 県知事等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び作業廃棄物処理業者とする。
- 油水分離清掃作業の実施にあたって、作業実施時間、作業内容について調整を受けた場合は、適切に対応するものとする。

2.1.3 作業実施時期

令和2年8月及び令和3年2月の2回実施

2.1.4 役務完了時期

令和2年8月実施分は令和2年9月30日とし令和3年2月実施分は令和3年3月31日とする

3 監督及び検査

3.1 監督

仕様書に基づいた履行の立会、工程の管理を行う。

3.2 検査

本役務完了後、本仕様書に基づき検査官が検査を実施し、合格をもって完了とする。

4 その他

4.1.1 作業による事故等補償

油水分離槽清掃作業中による事故（破損）等については、業者負担とする。

4.1.2 保証期間

1年間を限度とし、次回作業までの間とする。

4.2 提出書類

4.2.1 産業廃棄物処理に関する提出書類

- 県知事等の産業廃棄物収集許可証の写し： 1部
- 産業廃棄物委託契約書の写し： 1部
- 県知事等の産業廃棄物処分許可証の写し： 1部
- 産業廃棄物マニフェストの写し（A・B2・D・E票）： 各1部